

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和 60 年 6 月 28 日提出の証券取引法第 24 条)
(第 3 項に基づく報告書の添付書類)

連 結 会 計 年 度

自	昭和 58 年 4 月	1 日
至	昭和 59 年 3 月	31 日
自	昭和 59 年 4 月	1 日
至	昭和 60 年 3 月	31 日

大 藏 大 臣 殿

昭和 60 年 7 月 22 日提出

会社名 三菱鉱業セメント株式会社

英 訳 名 Mitsubishi Mining & Cement Co., Ltd.

代表者の役職氏名

取締役社長 小林 久 明

本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

電話番号 (03)(211)7412番

連絡者 総務部長 文書課長 小林 幸 正

もよりの連絡場所

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

電話番号 (03)(211)7412番

連絡者 総務部長 小 林 幸 正
文書課長

1. 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

この連結財務諸表に記載している金額は、百万円未満切捨てにより表示している。（但し、金額が百万円未満の場合「0」、零または該当数字がない場合「－」にて表示している。）

2. 当社は証券取引法第193条の2の規定に基づき、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表について監査法人朝日新和会計社の監査を受け、次のとおり監査報告書を受領している。

3. 従来、当社の会計監査を担当していた新和監査法人は、昭和60年7月1日監査法人朝日会計社と新設合併し、監査法人朝日新和会計社となった。

監 査 報 告 書

三菱鉦業セメント株式会社

取締役社長 小林 久 明 殿

昭和60年7月17日

東京都中央区京橋1丁目2番1号 大和八重洲ビル

監査法人 朝日新和会計社

代表社員 公認会計士
関与社員

山本秀夫 

関与社員 公認会計士

黒川禎夫 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている三菱鉦業セメント株式会社の昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び剰余金結合計算書について監査を行った。

この監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

なお、連結総資産及び売上高のそれぞれ11%及び14%を構成する連結子会社2社の財務諸表の監査は、他の監査人により実施された。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が、三菱鉦業セメント株式会社及び連結子会社の昭和60年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連 結 貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

科 目	昭和 5 9 年 3 月 3 1 日			昭和 6 0 年 3 月 3 1 日		
	内 訳	金 額	比 率	内 訳	金 額	比 率
資 産 の 部			%			%
I 流 動 資 産						
(1) 現 金 及 び 預 金		41,875			37,960	
(2) 受取手形及び売掛金(※1・4)		63,232			50,479	
(3) 非連結子会社及び関連会社 受取手形及び売掛金(※1・4)		9,428			37,912	
(4) 有 価 証 券		17,832			19,133	
(5) た な 卸 資 産						
未成工事支出金	10,133			11,442		
製・商品、仕掛品、その他	17,754	27,887		17,993	29,436	
(6) そ の 他 の 流 動 資 産		4,656			5,614	
(7) 非連結子会社及び関連会社 その他の短期債権		3,454			5,803	
(8) 貸 倒 引 当 金		(-) 3,762			(-) 2,718	
流 動 資 産 合 計		164,603	53.1		183,619	56.2
II 固 定 資 産						
1. 有形固定資産						
(1) 建 物 及 び 構 築 物	56,494			59,950		
減価償却累計額	(-) 24,901	31,593		(-) 27,010	32,940	
(2) 機 械 装 置	122,574			128,792		
減価償却累計額	(-) 80,985	41,589		(-) 87,906	40,886	
(3) 運 搬 具	9,316			8,452		
減価償却累計額	(-) 7,811	1,504		(-) 7,189	1,263	
(4) 土 地	29,711			30,701		
減価償却累計額	(-) 388	29,323		(-) 421	30,280	
(5) 建 設 仮 勘 定		1,471			969	
(6) そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	8,711			9,431		
減価償却累計額	(-) 6,451	2,259		(-) 7,095	2,336	
有 形 固 定 資 産 合 計		107,741	34.8		108,676	33.2
2. 無形固定資産						
(1) そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		733	0.2		763	0.2
3. 投資その他の資産						
(1) 投 資 有 価 証 券(※2)		10,037			9,311	
(2) 非連結子会社及び関連会社 株式・出資金及び社債(※2)		5,247			4,227	
(3) 長 期 貸 付 金(※2)		2,118			1,800	
(4) 非連結子会社及び関連会社 長 期 貸 付 金(※2)		12,921			12,285	
(5) その他の投資その他の資産		5,871			6,099	
(6) 非連結子会社及び関連会社 その他の投資その他の資産		2,278			2,589	
(7) 貸 倒 引 当 金		(-) 1,519			(-) 2,360	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		36,956	11.9		33,952	10.4
固 定 資 産 合 計		145,431	46.9		143,392	43.8
資 産 合 計		310,035	100		327,011	100

* 菱 鉦 セ *

科 目	昭和 5 9 年 3 月 3 1 日			昭和 6 0 年 3 月 3 1 日		
	内 訳	金 額	比 率	内 訳	金 額	比 率
負 債 の 部			%			%
I 流 動 負 債						
(1) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 (※ 4)		44,905			41,783	
(2) 非 連 結 子 会 社 及 び 関 連 会 社 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 (※ 4)		10,915			10,960	
(3) 短 期 借 入 金		70,296			94,387	
(4) 未 払 法 人 税 等		3,060			2,044	
(5) 未 払 事 業 税 等		1,052			653	
(6) 未 払 費 用		7,786			8,227	
(7) 引 当 金						
完 成 工 事 補 償 引 当 金	37			41		
賞 与 引 当 金	2,536			2,518		
国 際 科 学 技 術 博 覧 会 出 展 引 当 金	33	2,607		47	2,606	
(8) そ の 他 の 流 動 負 債		15,397			14,728	
流 動 負 債 合 計		156,023	50.3		175,391	53.6
II 固 定 負 債						
(1) 社 債 (※ 2)		—			3,010	
(2) 転 換 社 債 (※ 2)		1,786			235	
(3) 長 期 借 入 金 (※ 2)		68,178			58,095	
(4) 引 当 金						
退 職 給 与 引 当 金 (※ 3)	9,299			9,804		
特 別 修 繕 引 当 金	387	9,686		374	10,178	
(5) そ の 他 の 固 定 負 債		12,778			13,621	
固 定 負 債 合 計		92,429	29.8		85,140	26.0
III 少 数 株 主 持 分		3,272	1.1		3,429	1.1
負 債 合 計		251,726	81.2		263,962	80.7
資 本 の 部						
I 資 本 金		19,651	6.3		20,137	6.2
II 資 本 準 備 金		7,614	2.5		9,437	2.9
III 利 益 準 備 金		2,574	0.8		2,774	0.8
IV そ の 他 の 剰 余 金		28,468	9.2		30,700	9.4
資 本 合 計		58,309	18.8		63,049	19.3
負 債 ・ 資 本 合 計		310,035	100		327,011	100

連結損益及び剰余金結合計算書

(単位: 百万円)

科 目	自 昭和58年4月 1日 至 昭和59年3月31日			自 昭和59年4月 1日 至 昭和60年3月31日		
	内 訳	金 額	比 率	内 訳	金 額	比 率
I 売 上 高			%			%
(1) 商品・製品等売上高	265,180	310,632	100	259,296	305,671	100
(2) 完成工事高	45,451			46,374		
II 売 上 原 価						
(1) 商品・製品等売上原価	231,003	269,361	86.7	223,228	262,880	86.0
(2) 完成工事原価	38,358			39,651		
売上総利益		41,270	13.3		42,790	14.0
III 販売費及び一般管理費						
(1) 販 売 手 数 料	—	26,038	8.4	1,417	27,078	8.9
(2) 貸倒引当金繰入額	1,084			765		
(3) 役 員 報 酬	845			863		
(4) 給 料 ・ 賃 金	7,644			7,699		
(5) 賞 与	1,696			1,829		
(6) 賞与引当金繰入額	1,400			1,321		
(7) 退職金・法定福利費	1,157			1,259		
(8) 退職給与引当金繰入額(※1)	1,015			1,440		
(9) 事 業 税 等	1,267			840		
00 租 税 公 課	718			656		
01 賃 借 料	1,511			1,444		
02 国際科学技術博覧会 出展引当金繰入額	16			13		
03 減 価 償 却 費	801			785		
04 その他の経費	6,879			6,739		
営業利益		15,231	4.9		15,711	5.1
IV 営業外収益						
(1) 受取利息及び割引料	3,537	6,783	2.2	3,533	6,800	2.2
(2) 受 取 配 当 金	1,762			1,859		
(3) 雑 収 入	1,483	14,753	4.8	1,408	14,194	4.6
V 営業外費用						
(1) 支払利息及び割引料	13,679	7,262	2.3	12,809	8,318	2.7
(2) 雑 支 出	1,073			1,384		
経常利益		7,262	2.3		8,318	2.7
VI 特別利益						
(1) 固定資産処分益	588	836	0.3	3,296	3,410	1.1
(2) その他の特別利益	248			113		

* 菱 鉦 セ *

科 目	自 昭和58年4月 1日 至 昭和59年3月31日			自 昭和59年4月 1日 至 昭和60年3月31日		
	内 訳	金 額	比 率	内 訳	金 額	比 率
Ⅶ 特 別 損 失			%			%
(1) 固定資産等処分損	453			1,104		
(2) 投資有価証券等 消却・売却・評価損	10			—		
(3) 固定資産圧縮損	(※2) 216			—		
(4) 役員退任慰労金	144			77		
(5) 退職給与引当金繰入額	(※3) 259			—		
(6) 為替換算差損	—			(※4) 765		
(7) その他の特別損失	289	1,374	0.5	436	2,383	0.8
税金等調整前当期純利益		6,724	2.1		9,345	3.0
法人税及び住民税額		4,333	1.4		4,259	1.4
少数株主利益		142	—		215	0.1
持分法による投資損失		207	—		385	0.1
当 期 純 利 益		2,040	0.7		4,484	1.4
Ⅷ その他の剰余金期首残高	28,737			28,468		
Ⅸ その他の剰余金減少高						
持分法の全面適用に伴う 期首剰余金減少高	135			—		
利益準備金繰入高	190			200		
配 当 金	1,896			1,965		
取 締 役 賞 与	87	2,174		86	2,252	
X その他の剰余金期末残高		28,468			30,700	

連結会計方針に関する記載事項

		自 昭和58年4月 1日 至 昭和59年3月31日	自 昭和59年4月 1日 至 昭和60年3月31日
1.	連結の範囲に関する事項		
(1) 連結子会社			
イ.セメント二次製品会社	ビー・エス・コンクリート㈱、 三菱セメント建材㈱等……………5社	同 左……………5社	
ロ.生コンクリート製造会社	北九州菱光コンクリート工業㈱、 福岡菱光コンクリート工業㈱等……………5社	同 左……………5社	
ハ.特約販売店	㈱札幌菱雄、北菱産業㈱等……………4社	同 左……………4社	
ニ.その他	菱光石灰工業㈱、崎戸製塩㈱等……………5社	同 左……………5社	
	計 19社	計 19社	
(2) 非連結子会社			
イ.生コンクリート製造及び 輸送会社	中津宇佐菱光コンクリート工業㈱、 山陰菱光コンクリート工業㈱等……………19社	同 左……………21社	
ロ.セメント二次製品会社	東洋コンクリート㈱……………1社	同 左……………1社	
ハ.在外子会社	豪州三菱鉦業セメント㈱等……………3社	同 左……………3社	
ニ.その他	釧路埠頭㈱、菱鉦建材㈱等……………24社	同 左……………22社	
ホ.清算会社	日本アルミニウム㈱等……………3社	同 左……………7社	
	計 50社	計 54社	
	上記50社のうち、清算会社である3社を除く非連結子会社(47社)は、当社との取引状況、総資産、売上高及び当期純損益からみていずれも夫々小規模であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。	上記54社のうち、清算会社である7社を除く非連結子会社(47社)は、当社との取引状況、総資産、売上高及び当期純損益からみていずれも夫々小規模であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。	

	自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 昭和 59 年 3 月 31 日	自 昭和 59 年 4 月 1 日 至 昭和 60 年 3 月 31 日
2. 持分法の適用に関する事項	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(昭和 56 年 4 月 22 日大蔵省令第 21 号)に基づき、当連結会計年度から非連結子会社及び関連会社に対する投資について持分法を適用した。 (1) 持分法適用会社…………… 32 社 イ. 非連結子会社…………… 16 社 生コンクリート製造会社 北関東菱光コンクリート工業㈱、 北総菱光コンクリート工業㈱等 …………… 11 社 そ の 他 西部建設㈱、東洋コンクリート㈱等 …………… 5 社 ロ. 関連会社…………… 16 社 生コンクリート製造会社 福島菱光コンクリート工業㈱、 芝浦菱光コンクリート工業㈱等 …………… 14 社 そ の 他 三菱建設㈱、三光産業㈱ …………… 2 社 (2) 持分法非適用会社…………… 96 社 イ. 非連結子会社…………… 34 社 生コンクリート製造会社 海老名生コンクリート工業㈱、 鹿児島菱光コンクリート工業㈱等 …………… 6 社 そ の 他 西日本開発㈱、セイライト工業㈱等 …………… 28 社 ロ. 関連会社…………… 62 社 生コンクリート製造会社 富山菱光コンクリート工業㈱、 香川菱光コンクリート工業㈱等 …………… 23 社 そ の 他 ダイヤ機械㈱、三菱石炭鉦業㈱等 …………… 39 社	(1) 持分法適用会社…………… 33 社 イ. 非連結子会社…………… 16 社 生コンクリート製造会社 北関東菱光コンクリート工業㈱、 北総菱光コンクリート工業㈱等 …………… 11 社 そ の 他 西部建設㈱、東洋コンクリート㈱等 …………… 5 社 ロ. 関連会社…………… 17 社 生コンクリート製造会社 福島菱光コンクリート工業㈱、 芝浦菱光コンクリート工業㈱等 …………… 14 社 そ の 他 三菱建設㈱、三光産業㈱ 不二セメント共同事業㈱………… 3 社 (2) 持分法非適用会社…………… 97 社 イ. 非連結子会社…………… 38 社 生コンクリート製造会社 海老名生コンクリート工業㈱、 鹿児島菱光コンクリート工業㈱等 …………… 7 社 そ の 他 西日本開発㈱、セイライト工業㈱等 …………… 31 社 ロ. 関連会社…………… 59 社 生コンクリート製造会社 富山菱光コンクリート工業㈱、 香川菱光コンクリート工業㈱等 …………… 20 社 そ の 他 ダイヤ機械㈱、三菱石炭鉦業㈱等 …………… 39 社

		自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 昭和 59 年 3 月 31 日	自 昭和 59 年 4 月 1 日 至 昭和 60 年 3 月 31 日
3.		上記持分法非適用会社 96 社のうち三菱石炭鉦業㈱及び清算会社等 5 社を除く 90 社は、夫々連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が無いと認められるので持分法の適用範囲に含めないこととした。 なお、三菱石炭鉦業㈱は、「石炭鉦業再建整備臨時措置法」(昭和 42 年 7 月 5 日法律第 49 号)に定める再建整備会社であり、同法に基づき会社経営の枢要部分について、通商産業大臣の厳格な監督を受けているため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年 10 月 30 日大蔵省令第 28 号)第 10 条第 1 項第 1 号に定める「当該財務諸表提出会社と組織の一体性を欠くと認められる会社」に該当するので、持分法の適用範囲に含めないこととした。	上記持分法非適用会社 97 社のうち三菱石炭鉦業㈱及び清算会社 8 社を除く 88 社は、夫々連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が無いと認められるので持分法の適用範囲に含めないこととした。 なお、三菱石炭鉦業㈱は、「石炭鉦業再建整備臨時措置法」(昭和 42 年 7 月 5 日法律第 49 号)に定める再建整備会社であり、同法に基づき会社経営の枢要部分について、通商産業大臣の厳格な監督を受けているため、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年 10 月 30 日大蔵省令第 28 号)第 10 条第 1 項第 1 号に定める「当該財務諸表提出会社と組織の一体性を欠くと認められる会社」に該当するので、持分法の適用範囲に含めないこととした。
	会計処理基準に関する事項		
	(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 1. 有価証券 ロ. たな卸資産 未成工事支出金 製商品、仕掛品、その他 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 1. 鉦業用資産 ロ. そ の 他	主として移動平均法に基づく原価法 個別法による原価法 主として総平均法に基づく原価法 生産高比例法 原則として、定率法によっているが一部の連結子会社では定額法を採用している。 定額法により償却されているものは取得価額のうち約 1% である。	同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左

	自 昭和 5 8 年 4 月 1 日 至 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日	自 昭和 5 9 年 4 月 1 日 至 昭和 6 0 年 3 月 3 1 日
(3) 外貨建の資産・負債の本 邦通貨への換算基準	_____	外貨建長期金銭債権のうち為替相場 の著しい変動があると認めたものにつ いて、決算時の為替相場により換算し ている。
(4) 重要な引当金の計上基準		
イ. 貸倒引当金	金銭債権の貸倒れによる損失に備えるた め、法人税法の規定による繰入限度相当 額のほか、取引先の資産内容等を勘案し て計上している。	同 左
ロ. 完成工事補償引当金	完成工事等にかかる瑕疵担保等の費用に 充てるため、法人税法に定める繰入限度 相当額を計上している。	同 左
ハ. 賞与引当金	従業員の賞与に充てるため、法人税法の 規定による繰入限度相当額を計上してい る。	同 左
ニ. 国際科学技術博覧会 出展引当金	昭和 6 0 年に開催される国際科学技術博 覧会への出展に要する費用の支出に充て るため、出展費用見込額を昭和 5 7 年～ 6 0 年度の 4 事業年度で均分計上してい る。	同 左
ホ. 退職給与引当金	従業員の退職金及び役員の退任慰労金の 支出に備えるため計上している。 (イ) 従業員 期末自己都合退職による要支給額の 5 0 %を計上している。 ただし連結子会社の一部(引当金残高 の 2 5 %)は法人税法の規定によっている。 (ロ) 役 員 連結財務諸表提出会社については、内 規に基づく期末要支給見込額の 1 0 0 % を計上している。 ただし、残高基準に対し不足する過去 勤務費用相当額は、前々連結会計年度か ら 3 年間均分計上している。	(イ) 従業員 同 左 ただし連結子会社の一部(引当金残 高の 2 9 %)は法人税法の規定によっ ている。 (ロ) 役 員 同 左 _____

	自 昭和 58 年 4 月 1 日 至 昭和 59 年 3 月 31 日	自 昭和 59 年 4 月 1 日 至 昭和 60 年 3 月 31 日
へ、特別修繕引当金	連結財務諸表提出会社については、船舶安全法の規定により4年ごとに定期検査を受ける船舶の修繕費の支出に備えるため、法人税法の規定による繰入限度相当額を計上している。	同 左
4. 投資勘定と資本勘定の相殺消去に関する事項		
	当連結会計年度の連結子会社株式を追加取得したことによる親会社等投資勘定と子会社資本勘定はその取得日を基準として相殺消去し、消去差額は金額の重要性がないので一時償却している。	同 左
5. 未実現損益の消去に関する事項		
(1) 連結会社間の資産の売 買に伴う未実現利益	全額消去・親会社負担方式により処理している。	同 左
(2) 減価償却資産の連結会 社間取引に伴う未実現損 益	重要性がないので消去していない。	同 左
(3) たな卸資産についての 時価の低落を反映してい る未実現損失	発生していない。	同 左
6. 利益処分項目等の取扱いに関する事項		
(1) 連結損益及び剰余金計 算書のⅨその他の剰余金 減少高	連結会計年度中に確定した連結会社の利益処分に基づいて作成している。	同 左
(2) 連結子会社の利益準備 金	連結上はその他の剰余金として処理している。	同 左
7. 法人税等の期間配分の処理に関する事項		
税効果会計 (法人税等の期間配分処理)	適用していない。	同 左

	自 昭和 5 8 年 4 月 1 日 至 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日	自 昭和 5 9 年 4 月 1 日 至 昭和 6 0 年 3 月 3 1 日
8. 適格退職年金制度に関する事項	(1)連結財務諸表提出会社は、従来の退職年金制度のほかに、昭和 5 8 年 1 0 月より満 3 0 才以上の従業員を対象とした適格退職年金制度を採用している。 (1)昭和 5 9 年 3 月末現在の年金資産の合計額は 4 4 百万円である。 (2)過去勤務費用の掛金の期間は 1 9 年 2 ヶ月である。 (2)また、連結子会社である崎戸製塩(株)等 6 社は、従来から適格退職年金制度を採用している。	(1) 同 左 (1)昭和 6 0 年 3 月末現在の年金資産の合計額は 9 9 百万円である。 (2) 同 左 (2) 同 左

会計処理方法の変更に関する記載事項

自 昭和 5 8 年 4 月 1 日 至 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日	自 昭和 5 9 年 4 月 1 日 至 昭和 6 0 年 3 月 3 1 日
従来、不動産賃貸収入及び同経費は、営業外収益及び費用で処理していたが、連結財務諸表提出会社（連結子会社の一部を含む。）においては会社の事業目的として遊休地の有効利用等も含め、積極的に事業展開を図ることとしたので、当連結会計年度から売上高及び売上原価で処理することに変更した。 当該金額は 1,0 4 8 百万円及び 5 1 4 百万円であり、従来の方法に比し、営業利益は 5 3 4 百万円多く表示されている。ただし経常利益に影響はない。	

表示方法の変更に関する記載事項

自 昭 和 5 8 年 4 月 1 日 至 昭 和 5 9 年 3 月 3 1 日	自 昭 和 5 9 年 4 月 1 日 至 昭 和 6 0 年 3 月 3 1 日										
従来、連結貸借対照表において「法人税等引当金」として表示していた法人税及び住民税の未納付額並びに「事業税引当金」として表示していた事業税及び事業所税の未納付額に係る科目については、日本公認会計士協会監査第一委員会報告第45号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」により、当連結会計年度から次のとおり表示することに変更した。なお、この変更に伴い、連結損益及び剰余金結合計算書における科目表示も変更している。 〔 連結貸借対照表関係 〕 <table data-bbox="260 1207 869 1372"> <tr> <td style="text-align: center;">(変更前)</td><td style="text-align: center;">(変更後)</td></tr> <tr> <td>事業税引当金</td><td>未払事業税等</td></tr> <tr> <td>法人税等引当金</td><td>未払法人税等</td></tr> </table> 〔 連結損益及び剰余金結合計算書関係 〕 <table data-bbox="260 1454 869 1564"> <tr> <td style="text-align: center;">(変更前)</td><td style="text-align: center;">(変更後)</td></tr> <tr> <td>事業税引当金繰入額</td><td>事業税等</td></tr> </table>	(変更前)	(変更後)	事業税引当金	未払事業税等	法人税等引当金	未払法人税等	(変更前)	(変更後)	事業税引当金繰入額	事業税等	
(変更前)	(変更後)										
事業税引当金	未払事業税等										
法人税等引当金	未払法人税等										
(変更前)	(変更後)										
事業税引当金繰入額	事業税等										

注 記 事 項

(連 結 貸 借 対 照 表 関 係)

(単 位 : 百 万 円)

項 目		昭和 5 9 年 3 月 3 1 日	昭和 6 0 年 3 月 3 1 日			
※1	受取手形割引高及び裏書譲渡高	この外に受取手形割引高 この外に受取手形裏書譲渡高	2 4,1 9 3 1,1 2 1	6,8 9 1 3 3 7		
	計	2 5,3 1 5	7,2 2 8			
※2	主な外貨建資産・負債	昭和5 9 年 3 月 3 1 日				
		科 目	外 貨 額	連結貸借対照表計上額	決算時の為替相場による円換算額	差 額
		投資有価証券	5 5,3 5 2千クレー 9 9 3千シンガポ ールドル 5 0千オーストラ リアドル	4 4 4		
		非連結子会社及び関連会社株式・出資金及び社債	2,0 0 0千オーストラ リアドル	5 2 7		
		長期貸付金	1,5 4 8千米ドル 4 5千オーストラ リアドル	3 5 9	3 5 6	2
		非連結子会社及び関連会社長期貸付金	1 0,0 3 0千オーストラ リアドル	2,5 4 1	2,1 0 3	4 3 7
		転換社債	1 4,0 5 0千スイス・フ ラン	1,7 8 6		
		長期借入金	1,4 1 8千米ドル	3 2 2	3 1 7	4
		昭和6 0 年 3 月 3 1 日				
		科 目	外 貨 額	連結貸借対照表計上額	決算時の為替相場による円換算額	差 額
		投資有価証券	5 5,3 5 2千クレー 9 9 3千シンガポ ールドル 5 0千オーストラ リアドル	4 4 4		
		非連結子会社及び関連会社株式・出資金及び社債	2,0 0 0千オーストラ リアドル	5 2 7		
		長期貸付金	1,2 2 9千米ドル 4 5千オーストラ リアドル	2 8 7	3 1 6	△ 2 8
		非連結子会社及び関連会社長期貸付金	1 0,0 3 0千オーストラ リアドル	1,7 7 6	1,7 7 6	—
		社 債	3 0,0 0 0千スイス・フ ラン	3,0 1 0	2,8 7 2	1 3 8
		転換社債	1,8 5 0千スイス・フ ラン	2 3 5		
		長期借入金	1,1 3 4千米ドル	2 5 6	2 8 4	△ 2 8
※3	退職給与引当金	うち役員分	1,4 5 5	1,7 7 7		
※4	そ の 他	当事業年度末（日曜日）満期日の受取手形 1 1,0 3 6百万円、支払手形4,9 2 2百万円 は、同日決済されたものとして処理している。				

(連結損益及び剰余金結合計算書関係)

(単位 : 百万円)

項 目		自 昭和 5 8 年 4 月 1 日 至 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日	自 昭和 5 9 年 4 月 1 日 至 昭和 6 0 年 3 月 3 1 日
※ 1	退職給与引当金繰入額 うち役員分	2 0 2	4 2 5
※ 2	固定資産圧縮損	固定資産圧縮損は、土地収用法の適用を受けて譲渡した資産の代替資産取得価額から減額した圧縮記帳額である。	—
※ 3	退職給与引当金繰入額	役員退任慰労金期末要支給見込額に対し不足する過去勤務費用相当額を 3 年間 (連結財務諸表提出会社) 及び 7 年間 (連結子会社 1 社) で均分繰入することとした額。	—
※ 4	為替換算差損	—	為替相場が著しく変動したことにより、決算日の相場によった換算差損である。

(1 株当たり情報)

項 目	自 昭和 5 8 年 4 月 1 日 至 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日	自 昭和 5 9 年 4 月 1 日 至 昭和 6 0 年 3 月 3 1 日
1 株当たり 純 資 産 額	1 4 8 円 3 5 銭	1 5 6 円 5 5 銭
1 株当たり当期純利益金額	5 円 1 9 銭	1 1 円 1 3 銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額は、期中の転換社債の株式転換が、4 月 1 日に行われたものとして配当を行なうので
期末発行済株式数により算出した。